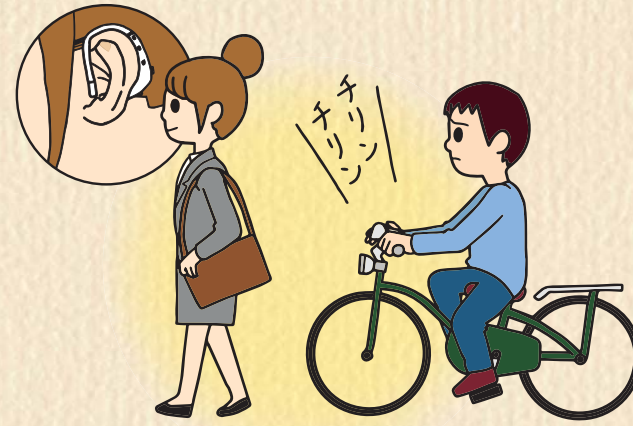


# 伊丹市では 平成30年(2018年) 4月1日、 手話言語条例が 施行されました。

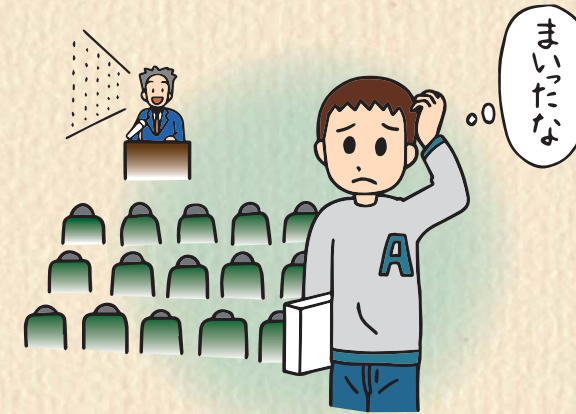
ろう者にとって手話は命と同じくらい大切なものです。伊丹市では手話への理解を深めるとともに、手話を使いやすい環境を整えることで、全ての人がお互いを尊重しながら、誰もが安心して暮らすことができる「住み続けたいまち」伊丹市を目指します。



## 聴覚に障がいを持つ人達は、様々な場面で不便さを感じています。



自転車のベルが聞こえません。



手話通訳、要約筆記のない説明会に行っても  
内容がわかりません。



待合室での呼びだしが聞こえません。



レゾで話しかけられても聞こえません。



緊急時の放送が聞こえません。



マスクをして話されるとわかりません。

生活上の様々な場面でいろいろな音があふれています。聞こえる人にとっては聞き慣れた音かもしれませんが、聴覚に障がいを持つ人にはまったく届きません。困った状況になっていることにも気づかないでいる場合も少なくありません。補聴器をつけていても、言葉がはっきりと聞き分けられるわけではないのです。

\*

聴覚に障がいを持つ人に対してどのように接したらいいの?など、わからないことがたくさんあると思います。そのような疑問を是非、伊丹市障害福祉課にご相談ください。社会が変われば障害は小さくなる。——。まずは、一人一人が正しい認識を持つことからスタートしましょう!!